

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中！是非ご覧ください！ <http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

平成 27 年 1 月号

Dプロニュース

ご連絡先： 〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail:info@d-produce.com

HP:<http://www.d-produce.com>



厚生労働省が運営する 「労働条件」「パート労働」に関するサイト

◆労務管理に関する2つのサイト

厚生労働省は、11月に労務管理に関連するサイトを相次いで開設・リニューアルしました。

開設したのは「労働条件」に関するサイト、リニューアルしたのは「パート労働」に関するサイトですので、自社の労務管理体制のチェックおよび整備にぜひご活用ください。

◆「確かめよう労働条件サイト」

まずは、11月23日(日)に労働条件に関する総合情報サイトである「確かめよう労働条件サイト」(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>)を開設しました。

近年、非正規雇用社員を中心に「労働条件」をめぐる労使間トラブルが多発しており、企業が注意しなければならない重要項目の1つです。

サイトの内容は次の通りとなっています。

- (1)労働条件に関する疑問に答えるQ&A…「労働者・ご家族の方向け」、「事業主・労務管理担当の方向け」に分かれています。
- (2)法令・制度の紹介…労働条件に関する法令・制度を紹介するものであり、労働基準監督官の仕事についても解説されています。
- (3)相談機関の紹介…労働局、労働基準監督署等の所在地や連絡先が掲載されています。
- (4)行政の取り組み…「若者の使い捨てが疑われる企業」への重点監督の実施状況、学生のための労働条件セミナー等の情報が掲載されて

います。

(5)裁判例…「採用」「配置」「処遇」「解雇」「退職」の5ジャンルに分かれています。

◆「パート労働ポータルサイト」

次にご紹介するのは、11月28日(金)にリニューアルされた「パート労働ポータルサイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)です。

このサイトは2012年11月から運営されていますが、来年4月の「改正パート労働法」施行を控え、従来のコンテンツ(「パートタイム労働者雇用管理改善マニュアル・好事例集」、「職務評価の実施方法の解説・事例紹介」、「短時間正社員制度導入支援ナビ」等)に加え、下記の内容が追加・拡充されました。

- (1)パート労働者活躍企業診断サイト
- (2)パート労働者活躍企業宣言サイト
- (3)パート労働者キャリアアップ支援サイト

トラック運送業等に対する 労働行政による監督指導の実態

◆8割超が労働基準関係法令違反

厚生労働省から、全国の労働基準監督機関(労働局、労働基準監督署等)がトラックやバス、タクシー等の自動車運転者を使用する事業場に対して行った平成25年の監督指導、送検の状況が発表されました。

監督実施事業場数は4,279件で、そのうち労働基準関係法令違反の割合が82.1%(3,513

件)、改善基準告示違反の割合は 58.7% (2,510 件)となっています。

◆違反事項のトップは「労働時間」

主な違反事項としては、「労働時間」が 56.6% と最も多く、「割増賃金」(24.5%)、「休日」(4.7%)と続いています。

主な改善基準告示の違反事項としては、「最大拘束時間」(47%)が最も多く、以下、「総拘束時間」(36.3%)、「休息期間」(32.7%)、「連続運転時間」(25.6%)、「最大運転時間」(15.1%)となっています。また、重大または悪質な違反により送検された件数は 69 件に上ります。

◆適正な労働条件の確保に向けた取組み

厚生労働省では、自動車運転者は長時間労働の傾向が強く、脳・心臓疾患の労災認定件数が最も多い職種であることから、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、法令の周知啓発に努めるとともに、問題があると思われる事業場については監督指導を行うとしています。

◆改善基準告示の規定内容

改善基準告示(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)は、トラック、バス、タクシー等の自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、平成元年に大臣告示として制定されたもので、次のように規定されています。

- ・総拘束時間…トラック:原則 1 カ月 293 時間、バス:原則 4 週間平均で 1 週間 65 時間、タクシー:原則 1 カ月 299 時間
- ・最大拘束時間…原則 1 日 16 時間(ただし 1 日の原則拘束時間は 13 時間)
- ・休息期間…原則、継続 8 時間以上
- ・最大運転時間…トラック:原則、2 日平均で 1 日 9 時間、2 週間平均で 1 週 44 時間、バス:原則、2 日平均で 1 日 9 時間、4 週間平均で 1 週間 40 時間
- ・連続運転時間…トラック、バスは 4 時間以内
- ・休日労働…トラック、タクシーは 2 週間に 1 回以内、かつ、1 カ月の拘束時間および最大拘束時間の範囲内。バスは 2 週間に 1 回以内、か

つ、4 週間の拘束時間および最大拘束時間の範囲内

1 月から「高額療養費」の自己負担限度額が変更されます

◆医療費が高額になったら…

怪我や病気がひどく、医療費が高額になってしまった場合、申請により一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が後から払い戻される健康保険の制度が、「高額療養費制度」です。

また、事前に医療費が高額になることがわかる場合には、「限度額適用認定証」というものを提示して、支払時に減免された額だけ支払えば済む方法もあります。

◆制度のポイント

払い戻しは、病院等から提出される診療報酬明細書(レセプト)の審査を経て行われますので、診療月から 3 カ月以上はかかるのが通常です。また、申請時には病院等の領収書が必要になります。申請書の提出先は、全国健康保険協会または加入している健康保険組合です。

なお、他の家族(被扶養者)が同じ月に病気やけがをして医療機関にかかった場合や、1 人が複数の医療機関で受診した場合などは、自己負担額を世帯で合算することができますので、確認するとよいでしょう。

さらに、高額療養費を受けた月が、直近 12 カ月間に 3 回以上あったときは、4 回目からは自己負担限度額が低減されます(多数回該当の制度)ので、その点も確認しておきましょう。

◆自己負担限度額の見直し

これまで 70 歳未満の被保険者等に係る自己負担限度額については、所得区分が 3 段階に分かれていましたが、今般この区分が 5 段階に細分化されます(平成 27 年 1 月診療分より)。

自己負担限度額は、年齢(70 歳未満の人、70 歳以上 75 歳未満の人)と所得により区分されています(70 歳以上 75 歳未満の人については、今回は変更なし)。

【70歳未満の人の区分】

- (1)標準報酬月額 83万円以上の人
 $252,600 \text{円} + (\text{医療費} - 842,000 \text{円}) \times 1\%$
[多数回該当:140,100円]
- (2)標準報酬月額 53万円以上 83万円未満の人
 $167,400 \text{円} + (\text{医療費} - 558,000 \text{円}) \times 1\%$
[多数回該当:93,000円]
- (3)標準報酬月額 28万円以上 53万円未満の人
 $80,100 \text{円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{円}) \times 1\%$ [多数回該当:44,400円]
- (4)標準報酬月額 28万円未満の人
57,600円[多数回該当:44,400円]
- (5)市町村民税が非課税の人
35,400円[多数回該当:24,600円]

1月の税務と労務の手続提出期限 【提出先・納付先】

13日

- 源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
※ただし、6ヵ月ごとの納付の特例を受けている場合には、26年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

20日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分>[郵便局または銀行]

2月2日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のも

の>[市区町村]

- 固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分>[郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等(移動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え[給与の支払者]

編集後記

皆様おはようございます。社会保険労務士法人D・プロデュースの越石です。

新年 明けましておめでとうございます。年末年始は、どのように過ごされましたでしょうか？

寝正月の人や実家に帰省したり、海外に旅行に行ったり、近場のスーパー銭湯に行ったりした人、様々と思います。それぞれが、思い思いの年末年始を過ごされたかと思いますが、我が家は、年末年始に「大自然からの初日の出を見る」をテーマにキャンプに行ってきました！！バンガローやコテージではないです。2泊3日で千葉の「ワイルドキッズオートキャンプ場」という場所でワイルドにテントは張って過ごしてまいりました。ある種の罰ゲームに近い年末年始を覚悟してです。

過酷な環境でも子供たちに大自然のすばらし

さ、遠く太平洋の水平線からの初日の出、家族一丸となって作る食事の楽しさを味わってもらいたがために企画したキャンプでした。そう、子供たちに喜んで貰いたがために年末年始のキャンプを決行したのです。

雲が多かったため、はっきりと初日の出を拝むことはできませんでしたが、2泊3日なんとか笑顔で過ごすことができました。

そこでお約束の質問。親としては、一瞬一瞬が宝物の時間を過ごしたとの自信から、帰りの車の中、子供たちに今回のキャンプ楽しかった？どこが楽しかった？と満面の笑みで問いかけたところ……どんな親でも「カレーがおいしかった」、「トランプが楽しかった」、「焼き芋が楽しかった」などの回答を期待しますよね。

なのですが……「つまらなかった」「普通の旅行のほうが楽しい」と耳を疑う回答。折れそうになる心にムチ打ち、「どこがつまらなかった？」とかぼそい声で聞くと「寒い」「寝床が固い」「眠れない」「ご飯も冷たかったから家で食べる方がおいしい」とのこと。

うおーい！なんだ、お前たちキャンプ嫌いなんじゃん。早く言ってよ——！！ガックシ！あまりに悔しすぎて、次の年末年始休暇もキャンプを企画してやると固く決意をしたことを皆さまに宣言したいと思います。

さて、私の宣言はさておき、本年の8月で弊社設立10周年を迎えることができます。これも、皆さまのご支援の賜物と思っています、今後もますます精進していくつもりでおりますので、これまでの同様のご指導を宜しくお願い申し上げます。